

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年5月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第41号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(栗林公園の駐車場の使用料の免除) 第13条の2 略</p> <p>(<u>舟遊場の利用時間</u>) 第13条の3 <u>栗林公園の舟遊場（以下「舟遊場」という。）を利用することができる時間は、次の表のとおりとする。ただし、舟遊場を専用使用により利用する場合は、午前8時から午前9時までとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> <th style="text-align: center;">閉場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月、11月及び12月</td> <td>午前9時</td> <td>午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>2月及び10月</td> <td>午前9時</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>午前9時</td> <td>午後5時30分</td> </tr> <tr> <td>4月、5月及び9月</td> <td>午前9時</td> <td>午後6時</td> </tr> <tr> <td>6月から8月まで</td> <td>午前9時</td> <td>午後6時30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、舟遊場を利用することができる時間を変更することができる。</u></p> <p>(<u>舟遊場を利用することができない日</u>) 第13条の4 <u>知事は、気象状況等を勘案して必要があると認めるときは、舟遊場を利用することができない日を設けることができる。</u></p> <p>(番の州球場の利用時間) 第14条 略</p> <p>(利用の許可を要する有料公園施設) 第20条の5 略</p>	区 分	開場時間	閉場時間	1月、11月及び12月	午前9時	午後4時30分	2月及び10月	午前9時	午後5時	3月	午前9時	午後5時30分	4月、5月及び9月	午前9時	午後6時	6月から8月まで	午前9時	午後6時30分	<p>(栗林公園の駐車場の使用料の免除) 第13条の2 略</p> <p>(番の州球場の利用時間) 第14条 略</p> <p>(利用の許可を要する有料公園施設) 第20条の5 有料公園施設のうち条例第7条の2(条例第14条の2第7項後</p>
区 分	開場時間	閉場時間																	
1月、11月及び12月	午前9時	午後4時30分																	
2月及び10月	午前9時	午後5時																	
3月	午前9時	午後5時30分																	
4月、5月及び9月	午前9時	午後6時																	
6月から8月まで	午前9時	午後6時30分																	

(1) 栗林公園

略

商工奨励館和室

舟遊場（専用使用により利用する場合に限る。）

(2)・(3) 略

段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 栗林公園 略

商工奨励館和室

(2)・(3) 略

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿
所 長

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により申請します。

利用目的	行事名
1 商工奨励館 (1) 北館 (2) 和室	
2 舟遊場	
3 番の州球場 (1) 基本施設 〔・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ以外のスポー ツ ・その他 (2) 夜間照明施設 (/ 3)	〔・生徒及び児童 ・一般
4 マリンドーム (1) 基本施設 (2) 第1控室 冷暖房 (要 ・ 不要) (3) 第2控室 冷暖房 (要 ・ 不要) (4) 会議室 冷暖房 (要 ・ 不要)	
5 球技場 (1) 基本施設 (第1・第2・第3・第4) 〔・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ以外 ・アマチュアスポーツ以外で全ての グラウンドを使用 入場料の徴収 (有 (最高額 円) ・ 無) (2) 会議室 冷暖房 (要 ・ 不要)	〔・学校等 ・学校等以外
6 ターゲット・バードゴルフ場	〔・学校等 ・学校等以外
利用日時及び参加 (入場) 予定人員	年 月 日から 年 月 日まで 日間 時 から 時まで 人
※使用料	円 ※受付番号
備 考	

注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
2 ※欄は、記入しないでください。

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿
所 長

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により申請します。

利用目的	行事名
1 商工奨励館 (1) 北館 (2) 和室	
2 番の州球場 (1) 基本施設 〔・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ以外のスポー ツ ・その他 (2) 夜間照明施設 (/ 3)	〔・生徒及び児童 ・一般
3 マリンドーム (1) 基本施設 (2) 第1控室 冷暖房 (要 ・ 不要) (3) 第2控室 冷暖房 (要 ・ 不要) (4) 会議室 冷暖房 (要 ・ 不要)	
4 球技場 (1) 基本施設 (第1・第2・第3・第4) 〔・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ以外 ・アマチュアスポーツ以外ですべて のグラウンドを使用 入場料の徴収 (有 (最高額 円) ・ 無) (2) 会議室 冷暖房 (要 ・ 不要)	〔・学校等 ・学校等以外
5 ターゲット・バードゴルフ場	〔・学校等 ・学校等以外
利用日時及び参加 (入場) 予定人員	年 月 日から 年 月 日まで 日間 時 から 時まで 人
※使用料	円 ※受付番号
備 考	

注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
2 ※欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月5日から施行する。
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)
- 2 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項					別表4 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項				
1～20 略					1～20 略				
21 栗林公園観光事務所					21 栗林公園観光事務所				
	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
	1 都市公園法関係事務(栗林公園に係る事務に限る。)	(1)～(6) 略				1 都市公園法関係事務	(1)～(6) 略		
	法…都市公園法	(7) 集会所又は舟遊場の利用の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(条7条の2、規20条の5)	略			法…都市公園法	(7) 集会所の利用の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(条7条の2、規20条の5)	略	
	条…香川県都市公園条例	(8)～(10) 略				公園条例	(8)～(10) 略		
	規…香川県都市公園規則	(11) 舟遊場を利用することができる時間を変更し、又は利用することができない日を設けること。(規13条の3第2項、規13条の4)	○	○		公園規則	(11) 集会所の利用の許可等を取り消し、又は利用の停止を命ずること。(規21条)	略	
		(12) 集会所又は舟遊場の利用の許可等を取り消し、又は利用の停止を命ずること。(規21条)	略				(12) 略		
		(13) 略							
22～31 略					22～31 略				